

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第106号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月31日（木） 14時15分ごろ
発生場所	長崎県平戸市平戸島東方沖 平戸市所在の下枯木島灯台から真方位030° 7,070m付近 （概位 北緯33° 15.5′ 東経129° 32.5′）
事故等調査の経過	平成25年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第7松洋丸、19トン NS2-10142（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート 大明丸、5トン未満（長さ5.38m） 292-34191長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 操舵スタンドに亀裂、右舷中央部外板に擦過傷等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが操縦席に座り、約10ノットの対地速力で自動操舵により、北進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、船首を北東に向けて錨泊して釣り中、平成25年10月31日14時15分ごろ、平戸島東方沖において、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 A船は、衝突に気付かずに航行を続け、B船は、同乗者Bが海上保安部に通報し、自力で航行して長崎県佐世保市の定係地に戻った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長Aは、0.25海里レンジとしたレーダーで見張りをしながら、操船していた。 船長Bは、釣り餌を付け替えており、衝突直前に接近するA船に気付いた。 B船は、黒色の球形形象物を掲げていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、平戸島東方沖を北進中、船長Aが、レーダーで見張りを行い、船首方を見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、平戸島東方沖で錨泊して釣り中、船長Bが、釣り餌を付け替えていたことから、衝突直前に接近するA船に気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、平戸島東方沖において、A船が北進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが釣り餌を付け替えていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、レーダーのみに頼らず、目視で周囲を確認するなどし、常時、見張りを適切に行うこと。 ・錨泊中においても、見張りを適切に行うこと。